

第54回手をつなぐ育成会東北ブロック大会



青森県三沢市で開催された第54回手をつなぐ育成会東北ブロック大会は、9月20日（土）・21日（日）2日間にわたり好天に恵まれ、滞りなく日程を終了しました。

1日目の大会式典では、例年通り、主催者・来賓挨拶、各種表彰状・感謝状贈呈、大会決議（育成会・本人）の採択等が行われ、引き続き、全国手をつなぐ育成会連合会・田中正博統括の「中央情勢報告」と権利擁護推進センター委員・関哉直人氏の記念講演「権利擁護と虐待防止」がありました。両講師とも、「連合会」としての今後の歩みに触れながら、法律改訂に伴う当面の福祉課題について話されました。

本人大会は別会場で、シンポジウム「各県の本人活動」やレクリエーション（カントリードダンス等）を行いました。

2日目は、育成会と本人大会それぞれが3分科会に分かれ、熱心な協議がなされていました。各分科会の内容については以下に報告されている通りです。

今大会では、分科会の話題提供者と助言者を1人ずつに絞ったせいか、時間に余裕が生まれ、テーマに即した話し合いが深められたようです。また、三沢市は基地の町として随所に国際的な雰囲気が感じられました。秋田県からの参加者数は42人でした。

この大会で、にかほ市手をつなぐ育成会会長 高橋 博さん、羽後町手をつなぐ育成会会長 矢野寛子さんが表彰されました。受賞おめでとうございます。

全国手をつなぐ育成会連合会 田中正博 統括 の中央情勢報告で65歳問題（介護保険優先）についての説明

「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」

平成24年3月30日付障企発0330第4号障障発0330第11号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長・障害福祉課長連名通知

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている〔障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条〕。

したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先に捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。

しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

問題点として、①この通知によると市町村の裁量によって違いが出てくる。

②介護保険を利用することになると自己負担分が1割負担となる。

③一律に65歳になったときから介護保険利用とならないような運動を展開していく必要がある。

第1分科会 「障害のある人を取りまく家族への支援」 田中 勉 記

話題提供者は、花巻市のNPO法人「たんぼぼクラブ」の理事長で障害のある子供の母親でした。その法人の事業の説明では、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の主に学齢期の子どものサービスを行っているということでした。その後、就学前、学齢期、成年期に分けて家族への必要な支援を具体的に挙げて説明されました。キーワードは「途切れない支援」であり、地域の仕組みづくりや資源の活用が必要であり、今後は、自立支援協議会の機能強化や計画相談支援の充実が不可欠であると述べておられました。私は、助言者として、どちらかといえば、高齢になってからの家族の支援を中心に、現在自身で取り組んでいる成年後見、就労継続支援B型や相談支援事業について説明しました。その後、会場から社会福祉法人の在り方や具体的にグループホームを立ち上げるにはどうしたら良いのかといった建設的な質問が出て活発な質疑応答がなされました。

第2分科会 親の高齢化・本人の高齢化 柳原 清 記

～孤独死、医療ケアの必要性など家族・本人の高齢化に伴う課題について話し合う～

話題提供者の青森県育成会 白戸幸雄氏から自分の障害のある子供（脳性麻痺による両下肢機能の著しい障害）、40歳ころからは解離性てんかんの発作が起こるようになった事例をあげて、親の元気なうちに、施設と連携していつでも利用できるように思っているが、現在、自分たちの住んでいる地域には医療行為のできる施設はなく、特に夜間の医療行為はできないのが現状となっている。

一日も早く医療行為のできる施設が出来ることを願っている。

親子で利用できる施設があればとも思っている。

- ・フロアからは、障害の重い子にスポットをあてて将来どうするかを考える必要がある。
- ・今年4月から制度が変わった。グループホーム、小規模多機能施設などで介護・医療ケアのできる施設、親亡き後、終の棲家となるような施設がほしい。
- ・終の棲家 老人施設を利用できるよう法改正が必要 育成会の運動にかかっている。
- ・障害者年金減額されてきている。在宅・グループホーム利用者は、親の支援が必要になってくる。決議文にあった障害者年金の充実よりも減額を抑えるような運動を展開していく必要があるのではないか。65歳問題で介護保険に移行した場合、本人負担が1割となり増加してしまう。介護保険、来年から2割負担となるようだ。
- ・育成会が出来たときのことを基本として、親子が幸せになれるよう65歳問題に取り組む必要がある。65歳問題は国際権利条約に違反する。国に強く要望していく必要がある。
- ・田中統括から、育成会が運動して65歳問題を変えていくとコメントがあった。
- ・孤独死の問題について、保護者が亡くなり、在宅で一人暮らしの障害者が孤独死させないようどう対応したらよいか。
- ・福祉サービスを提供している行政が情報をもっているので、孤独死をさせないように民生委員、町内会の役員での見守り、成年後見制度の利用などが考えられる。
- ・施設入所で保護者がいない人がいる。親の会が中心となって後見人の資格をとるための勉強会をやっている。
- ・相談支援専門員の能力の差でサービスの内容が変わることが問題である。

助言者の山形県育成会の黒木事務局長からは、育成会の会員も高齢化してきている。障害者の制度は充実されてはきている。そのため、若い人の入会が少ない現状にある。まだまだ、65歳問題など制度を変えるような運動を展開していく必要がある。そのためには育成会が元気でなければいけない。身体的、精神的にも元気で頑張っていこう。

第3分科会 「これからの育成会活動」 ～地域に根ざした活動～ 谷内和夫 記

宮城県名取市手をつなぐ育成会のユニークな取り組みの紹介と、それに関する質疑・応答や各県・各市町村の取り組みの情報交換がありました。

人口約 75,000 人、療育手帳保持者 432 人、昭和 30 年一小学校の保護者による親の会結成以来、紆余曲折を経ながらも順調に推移し、現在では組織体制、役員体制、専門部

の活動、福祉関係団体支援事業、本人活動の会、ネットワークの構築等各担当が有機的に連携しながら活発に活動を展開している。

名取市育成会の取り組みの特徴をまとめてみると ①定期的な会議の開催（活動拠点をつくり、会員同士の親睦を深める） ②保護者と本人のための活動の充実（楽しめる行事の企画を重視する） ③地域への啓蒙活動（広報や人脈等、あらゆる手段を使ってアピールする） ④行政・関係団体とネットワークづくり（年度当初の役員交代時の挨拶の継続、新しい絆を作る努力と出来た絆は切らない。行事への参加協力を根気強く続ける）等々。何よりも「結果が出るまでは苦しくても続けていく」という若さとエネルギーです。役員の平均年齢は47歳、子ども（本人）は17歳です。「単に羨ましがらず、自分の地域の隠れた良さに『きずく』ことも大切」との助言もありました。

来年の東北ブロック大会

平成27年10月3日（土）・4日（日） 岩手県 花巻温泉